

米国における資本的資産の減損会計

—企業会計と公会計の比較—

栗城綾子

要 旨

財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークは、通説的に、財務諸表の構成要素の定義の局面では資産負債アプローチを採用しているといわれている。これに対して、政府会計基準審議会（GASB）の概念フレームワークは、財務諸表の構成要素の定義の局面では資産負債アプローチのみならず、期間衡平性概念を採用している。このような概念的な違いを踏まえ、本稿はFASBの会計基準とGASBの会計基準の具体的な違いを明らかにするために、資本的資産の減損会計を題材として検討している。検討の結果、本稿は、FASBが伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みと整合的でない減損会計を適用しているのに対して、GASBが当該枠組みと整合的な減損会計を適用していることを明らかにしている。キーワード：資本的資産、減損、概念フレームワーク、期間衡平性、原価配分、FASB、GASB

Accounting for the Impairment of Capital Assets in the United States:
Comparative Analysis of Business Accounting and Public-Sector Accounting

Ayako KURIKI

Abstract

It is generally accepted that the conceptual framework of the Financial Accounting Standards Board (FASB) applies the "asset and liability view" to define the elements of financial statements. In contrast, the conceptual framework of the Governmental Accounting Standards Board (GASB) applies not only the "asset and liability view" but also the concept of inter-period equity to define the elements of financial statements. In light of these conceptual differences, and in order to specify the differences between FASB's and GASB's accounting standards, this paper considers the accounting for impairment of capital assets. The paper concludes that FASB applies impairment accounting that is not consistent with the traditional cost allocation of capital assets, whereas GASB applies impairment accounting in a manner that is consistent.

Keywords: capital assets, impairment, conceptual framework, inter-period equity, cost allocation, FASB, GASB

1. はじめに

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board:FASB）は、1970年代後半より、財務会計の概念フレームワークを作成し公表してきた。政府会計基準審議会（Governmental Accounting Standards Board:GASB）⁽¹⁾もまた、1980年代後半より、財務会計の概念フレームワークを作成し公表してきた。

FASBとGASBはともに、概念フレームワークにおいて財務諸表の構成要素を定義しているが、次のような違いが生じている。FASBの概念フレームワークにおいては、資産と負債をまず定義し、両者の差額を持つと定義したうえで、これらの変動としてその他の構成要素を定義している。そのため、FASBは、通説的に、財務諸表の構成要素の定義の局面では資産負債アプローチを採用しているといわれている。これに対して、GASBの概念フレームワークにおいては、財務諸表の構成要素の定義の局面で資産負債アプローチのみならず、期間衡平性概念（concept of inter-period equity）を採用している。

しかし、このような概念的な違いがFASBの会計基準とGASBの会計基準の間にどのような具体的な違いを生じさせているのかについては、必ずしも明らかにされていない。

そこで、本稿は、両会計基準で規定されている資本的資産（capital assets）⁽²⁾の減損会計を伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みの視点から検討することにより、一見同じようにみえる資本的資産の減損会計に生じている違いを明らかにすることを目的としている。

本稿の構成は次のとおりである。第2節では、FASBの概念フレームワークとGASBの概念フレームワークを概観したうえで、FASBの会計基準とGASBの会計基準を比較する視点を示す。第3節では、資本的資産の減損会計を対象として、FASBの会計基準とGASBの会計基準を比較する。第4節では、第3節で示した両会計基準の違いについて伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みの視点から検討を加える。第5節では、本稿を総括するとともに今後の課題を述べる。

2. 米国における財務会計の概念フレームワーク

本節では、資産負債アプローチと収益費用アプローチという2つのアプローチの視点をいながらFASBの概念フレームワークとGASBの概念フレームワークを概観したうえで、FASBの会計基準とGASBの会計基準を比較する視点を示す。

2.1. 資産負債アプローチと収益費用アプローチ

財務会計の分野において、一般に評価（valuation）と会計的配分（allocation）は対比される会計プロセスと位置付けられている。FASBが1976年に公表した討議資料「財務会計および財務報告の概念フレームワークに関する諸問題の分析—財務諸表の要素およびその測定—」（以下で

は、「FASB 討議資料（1976）」という。）において示した「資産負債アプローチ（asset and liability view）」（34）と「収益費用アプローチ（revenue and expense view）」（38）という2つの利益測定アプローチも、前者は評価のプロセス、後者は会計的配分のプロセスがそれらの基底をなしていると理解することができる³⁾。FASB 討議資料（1976）は、資産負債アプローチと収益費用アプローチを次のように説明している。

資産負債アプローチにおいて、利益は「1期間における営利企業の正味資源の増分の測定値である」（para. 34；津守監訳 1997⁴⁾：53）ため、「正の利益要素—すなわち収益—は当該期間における資産の増加および負債の減少にもとづいて定義される。そして、負の利益要素—すなわち費用—は当該期間における資産の減少および負債の増加にもとづいて定義される」（para. 34）。ここでは、「資産・負債—前者は企業の経済的資源の財務的表現であり、後者は将来他の実体（個人を含む）に資源を引き渡す義務の財務的表現である—は、このアプローチの鍵概念である」（para. 34）。資産負債アプローチでは、「資産・負債の属性およびそれらの変動を測定することが、財務会計における基本的な測定プロセスとなる。その他の財務諸表の構成要素—すなわち、所有者持分または資本、利益、収益、費用、利得、損失—はすべて、資産・負債の属性の測定値相互間の差額、あるいは当該各測定値の変動額として測定される」（para. 34）。これに対して、収益費用アプローチにおいては、利益は「儲けをえてアウトプットを獲得し販売するためにインプットを活用する企業の効率の測定値である」（para. 38）ため、「利益を1期間の収益と費用との差額にもとづいて定義する」（para. 38）。ここでは、「収益・費用—すなわち、企業の収益獲得活動からのアウトプットと当該活動へのインプットとの財務的表現—は、このアプローチの鍵概念である」（para. 38）。収益費用アプローチでは、「収益・費用認識の時点決定の結果、期間収益を稼得するためのコスト（費用）が当該収益から控除されるならば、利益は適切に測定されることになる」（para. 39）。したがって、「収益・費用の測定、ならびに1期間における努力（費用）と成果（収益）とを関連づけるための収益・費用認識の時点決定が、財務会計における基本的な測定プロセスである」（para. 39）。

これら2つのアプローチを「利益」を用いずに示すならば、次のようになるであろう。資産負債アプローチは、資産と負債を鍵概念としており、財務諸表のその他の構成要素を資産と負債との関連で定義する。また、資産および負債の適切な評価を財務報告の主要な目標として（Dichev 2008：453）、1期間における実体の正味資源の増分として期間損益を測定する。これに対して、収益費用アプローチは、収益と費用を鍵概念としており、収益および費用を認識するタイミングとそれらの金額を適切に決定し記録することが重要であるのに対して、貸借対照表に計上される科目とその価額を副次的かつ派生的なもののみなしている（Dichev 2008：455）。当該アプローチは、収益と費用の差額として期間損益を測定する。

以下では、このように「利益」を用いずに一般化した2つのアプローチの視点から FASB の概念フレームワークと GASB の概念フレームワークを概観する。

2.2. FASB の概念フレームワーク

FASB は、1985年に公表した概念書第6号「財務諸表の構成要素—FASB 概念書第3号の改訂 (FASB 概念書第2号の改正を含む。)」(以下では、「FASB 概念書第6号」という。)において、営利企業における財務諸表の構成要素を、資産、負債、持分、所有者による投資、所有者への分配、包括的利益、収益、費用、利得および損失と定めている (paras. 25, 35, 49, 66, 67, 70, 78, 80, 82 and 83)。FASB は、財務諸表の構成要素を資産、負債および持分という第1の類型と、包括的利益およびその内訳要素 (収益、費用、利得および損失) 並びに所有者による投資および所有者への分配という第2の類型に分けたうえで、これら2類型が相互に関連していると説明している。すなわち、(a) 資産、負債および持分は、もう一方のタイプの構成要素によって変動させられ、いつの時点でもそれらの累積的結果であり (para. 21)、また、(b) 資産の増加 (減少) はこれに付随する他の資産の減少 (増加) またはこれに付随する負債もしくは持分の増加 (減少) なしには生じることがない (para. 21)。これらの関係はときにまとめて「連繫 (articulation)」といわれる (para. 21)。

財務諸表の構成要素は、FASB 概念書第6号において、それぞれ以下のように定義されている。

- ・ 資産とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または支配されている、発生可能性の高い将来の経済的便益 (probable future economic benefits) である (para. 25)。
- ・ 負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡または用役を提供しなければならない現在の義務 (obligations) から生じる、発生可能性の高い将来の経済的便益の犠牲 (probable future sacrifices of economic benefits) である (para. 35)。
- ・ 持分とは、負債を控除した後に残るある実体の資産における残余請求権 (residual interest) である (para. 49)。
- ・ 所有者による投資とは、特定の営利企業における所有者の請求権 (または持分) を獲得または増加させるために、何か価値のあるものを他の実体からその企業へ移転した結果として生じる、当該企業における持分における増加である (para. 66)。
- ・ 所有者への分配とは、特定の営利企業による所有者への資産の移転、用役の提供または負債の発生の結果として生じる、当該企業の持分における減少である (para. 67)。
- ・ 包括的利益 (comprehensive income) とは、所有者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分における変動である (para. 70)。
- ・ 収益とは、財貨の引渡もしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要なまたは中心的な営業活動を構成するその他の活動による、実体の資産の流入その他の増進もしくは

負債の清算（または両者の組み合わせ）である（para. 78）。

- ・ 費用とは、財貨の引渡もしくは生産、用役の提供、または実体の進行中の主要または中心的な営業活動を構成するその他の活動の遂行による、実体の資産の流出その他の消費もしくは負債の発生（または両者の組み合わせ）である（para. 80）。
- ・ 利得とは、実体の副次的または付随的な取引および実体に影響を及ぼすその他のすべての取引その他の事象および環境要因から生じる持分の増加であり、収益または所有者による投資によって生じる持分の増加を除いたものである（para. 82）。
- ・ 損失とは、実体の副次的または付随的な取引および実体に影響を及ぼすその他のすべての取引その他の事象および環境要因から生じる持分の減少であり、費用または所有者への分配によって生じる持分の減少を除いたものである（para. 83）。

FASBは、財務諸表の構成要素を定義するにあたり、まず、資産と負債を定義し（paras. 25 and 35）、資産と負債の差額として持分を定義している（para. 49）。そのうえで、これらの変動として、その他の構成要素を定義している（paras. 66, 67, 70, 78, 80, 82 and 83）。したがって、FASBは、「通説的には、FASBの概念フレームワークにおいて、財務諸表における構成要素は、資産と負債をまず定義し、それらを基軸に据えてその他の構成要素を定義しており、少なくとも財務諸表の構成要素の定義の局面では、資産負債アプローチを採用しているといわれている」（川村 2014：49）⁽⁵⁾。

ただし、FASBが収益費用アプローチに含まれる考え方を完全に排除しているとは言えない⁽⁶⁾。なぜなら、例えば、FASB討議資料（1973）において収益費用アプローチに含まれると位置付けられているAPBステートメント第4号で示された費用認識の3原則は、FASBが1984年に公表した概念書第5号「営利企業の財務諸表における認識および測定」に引き継がれており（para. 86）⁽⁷⁾、また、現行の会計基準においても当該3原則の適用が確認できるためである（栗城 2017：164）。

2.3. GASBの概念フレームワーク

GASBは、2007年に公表した概念書第4号「財務諸表の構成要素」（以下では、「GASB概念書第4号」という。）において、米国の州および地方政府（以下では、「政府」という。）における基本的な財務諸表の構成要素を、資産、負債、繰延資源アウトフロー（deferred outflow of resources）、繰延資源インフロー（deferred inflow of resources）、純持高（net position）、資源アウトフロー（outflow of resources）および資源インフロー（inflow of resources）と定めている（paras. 8, 17, 24, 28, 32, 34 and 36）。このうち、資産、負債、繰延資源アウトフロー、繰延資源インフローおよび純持高は、財政状態報告書の構成要素であり、資源アウトフローおよび資源インフローは、資源フロー報告書の構成要素である（GASB概念書第4号：para. 2）。ある期間

から次の期間までの純持高の増加または減少が、当該期間の資源フロー報告書で報告されるすべての活動フローの純額と等しい関係にあるため（GASB 概念書第4号：para. 37）、財政状態報告書と資源フロー報告書は、「連繋（articulation）」（GASB 概念書第4号：para. 49）の関係にある。

伝統的に、公的部門の財政状態報告書は資産、負債および純資産⁽⁸⁾という3つの基本的な構成要素を表示してきたとされている。GASB 概念書第4号は、これら3つの構成要素に、繰延資源アウトフローおよび繰延資源インフローという2つの構成要素⁽⁹⁾を新たに追加している。

財務諸表の構成要素は、GASB 概念書第4号において、それぞれ以下のように定義されている。

- ・ 資産とは、政府が現在支配している現在の用役提供能力（present service capacity）をともなう資源である（para. 8）。
- ・ 負債とは、政府が回避する裁量をほとんどまたは全くもたない、資源を犠牲にする現在の義務（present obligations）である（para. 17）。
- ・ 繰延資源アウトフローとは、将来の報告期間に帰属させる政府による純資産の消費である（para. 32）。
- ・ 繰延資源インフローとは、将来の報告期間に帰属させる政府による純資産の獲得である（para. 34）。
- ・ 純持高とは、財政状態報告書に存在する他のすべての構成要素の差額である（para. 36）。
- ・ 資源アウトフローとは、その報告期間に帰属させる政府による純資産の消費である（para. 24）。
- ・ 資源インフローとは、その報告期間に帰属させる政府による純資産の獲得である（para. 28）。

GASB は、財務諸表の構成要素のうち、繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフローを、政府の財務報告において重要な位置づけが与えられている期間衡平性概念の観点から定義している。この点について、以下に示していく。

財務諸表の構成要素を定義するにあたり、GASB は次の考え方を示している。

資産、負債、繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフローは、可能な限り互いに独立的に定義された。資産および負債は、他の構成要素の影響を受けることなく明確に定義される。繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフローは、ある程度（in part）、純資産（資産と負債の差額と定義される。）の変動として定義される。しかし、これら [繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフロー] の定義には、追加的に必要不可欠な特徴、すなわち、現在の報告期間または将来の報告期間の

いずれの期間に帰属させるべきであるかという特徴がある。このような期間帰属に関する追加的な特徴は、これらの定義が、単に資産および負債から派生するものではないことを認め、資源フロー報告書が、単に財政状態報告書において報告される資産および負債の変動から派生するものではないことを認めている。(GASB 概念書第4号：para. 50, 下線および角括弧内は筆者)

このように、GASBは、「資産および負債は、他の構成要素の影響を受けることなく明確に定義」する一方で、繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフローの定義には、これらの期間帰属に関する「追加的に必要不可欠な特徴」があり、当該特徴によって、これらの定義が「単に資産および負債から派生するものではない」としている。

なお、ここで示されている「追加的に必要不可欠な特徴」は、期間衡平性概念（concept of inter-period equity）に関連する。なぜなら、GASBが「経済的資源を測定¹⁰⁰の焦点」として作成される資源フロー報告書において、資源アウトフロー（またはインフロー）を帰属させる期間は、期間衡平性概念を用いて決定される」（GASB 概念書第4号：para. 27）としているためである。当該記述は、経済的資源を測定¹⁰⁰の焦点とし発生主義会計を用いて作成される活動報告書¹⁰¹において、資源アウトフローたる費用および損失、または資源インフローたる収益および利得¹⁰²を帰属させる期間は、期間衡平性概念を用いて決定されるということを意味している。

GASBが1987年に公表した概念書第1号「財務報告の目的」によれば、期間衡平性概念は、「ある年度の収益が当該年度に提供されたサービスを支払うために十分であるかどうか、また、過年度に提供されたサービスにかかる負担（burdens）を将来の納税者に負わせる必要があるかどうか」（para. 61）を評価する概念である¹⁰³。GASBは、概念書第1号において、「説明責任（accountability）¹⁰⁴は、政府が市民に回答することを求めている。つまりそれは、公的資源の調達および使途目的が正当であることを証明することである」（para. 56）とし、「政府が財務報告において公的説明責任を果たす義務は、営利企業における当該義務よりも重要である」（para. 76）としている。また、GASBは、「期間衡平性は、説明責任の重要な一部を構成すると同時に行政運営の基礎をなす」（para. 61）ため、「財務報告の基本目的を設定する際に考慮されるべきである」（para. 61）としている。これに従い、GASBは実際に、概念書第1号において、期間衡平性を評価するための情報提供を財務報告の下位目的の最初に記述している（para. 77a）。

以上のように、GASBは、資産と負債を他の構成要素の影響を受けることなく明確に定義するとともに、繰延資源アウトフロー、繰延資源インフロー、資源アウトフローおよび資源インフローを政府の財務報告において重要な位置づけが与えられている期間衡平性概念の観点から定義している。したがって、GASBは、財務諸表の構成要素の定義の局面では、資産負債アプローチのみならず、期間衡平性概念も採用している。

2.4. 会計基準を比較する視点

ここまで概観してきたように、FASB の概念フレームワークと GASB の概念フレームワークは、財務諸表の構成要素を定義するにあたり次の違いがみられる。FASB の概念フレームワークにおいては、通説的に、財務諸表の構成要素の定義の局面では資産負債アプローチを採用しているといわれている。これに対して、GASB の概念フレームワークにおいては、財務諸表の構成要素の定義の局面では、資産負債アプローチのみならず、期間衡平性概念も採用している。

このような概念的な違いは、GASB の会計基準が FASB の会計基準に比べて会計的配分の志向が強いという具体的な違いとなって現れるように思われる。

FASB は、概念書第 6 号公表後、資産負債アプローチを適用する会計処理の適用範囲を拡大している。例えば、収益費用アプローチに基づいていた APB 意見書第 11 号「所得税会計」は、資産負債アプローチが適用される FASB 基準書第 96 号（1987 年公表）および第 109 号（1992 年公表）に差し替えられている（Dichev 2008：456）。さらに、FASB はより純粋で徹底した資産負債アプローチの適用を増加させており、それには特に公正価値会計へ移行する構想が伴っているといわれている（Dichev 2008：456）。この傾向は、伝統的に会計的配分が適用されてきた資本的資産会計においても例外ではなく、減損の認識時点において、公正価値による測定を行う減損会計が導入されている。ただし、一般に、減損会計は資本的資産に対して継続的な時価評価を求めているわけではないので（川村 2001：143；米山 2002：300）、資本的資産の帳簿価額の切り下げによる「配分計算の修正」（川村 2001：143）と捉えられている。したがって、資本的資産会計の領域は、会計的配分が適用されているにもかかわらず、減損の認識という一定の条件のもとで一時的な評価が行なわれているという特殊性をもっている。

GASB もまた、資本的資産の帳簿価額の切り下げを行う減損会計を導入しているので、GASB の資本的資産会計の領域でも一定の条件のもとで一時的な評価が行なわれているようにみえる。

そこで、第 3 節では、FASB と GASB の資本的資産の減損にかかる会計基準を比較することにより、一見同じようにみえる資本的資産の減損会計にどのような違いが生じているのかを示すこととする。

3. FASB の会計基準と GASB の会計基準における減損会計

本節では、資本的資産の減損会計を対象として FASB の会計基準と GASB の会計基準を比較し、評価と会計的配分という対立する会計プロセスの視点からこれらの違いを整理する。

3.1. FASB の会計基準

有形固定資産は、その歴史的原価が見積使用期間にわたり減価償却される（ASC360-10-30 and ASC360-10-35）。減価償却は、残存価値控除後の有形固定資産の歴史的原価を見積使用期間にわたり規則的かつ合理的な方法で分配する（distribute）会計処理である（ASC360-10-35-4）。減価

償却は、評価ではなく配分のプロセスであるとされている（ASC360-10-35-4）。無形資産（のれんを除く。）もまた、無限の使用期間がある場合を除いて、残存価値控除後の歴史的原価が使用期間にわたり償却される（ASC350-30-35-6 and 8）。なお、このように償却される無形資産の歴史的原価は、当該資産の取得方法によりその測定方法が異なっている。無形資産が、個別にまたは他の資産グループとともに取得（企業結合を除く。）された場合、当該資産の価値は公正価値で測定される（ASC350-30-25-1 and 2）。無形資産が内部利用のために開発または取得されたコンピューターソフトウェアである場合、当該資産の価値は開発または取得にかかった原価で測定される（ASC350-40-30-1）。無形資産の償却方法には、当該資産の経済的便益の消費その他使用様式が反映されなければならないが、当該使用様式が信頼性をもって決定されない場合には定額法が用いられる（ASC350-30-35-6）。

以上のように、有形固定資産および無形資産（のれんを除く。）（本稿では、「資本的資産」という。）の歴史的原価は、基本的に、見積使用期間にわたり規則的かつ合理的な方法で減価償却（償却）される。一方で、これらの資産の回収可能性に疑義を生じさせる事象または環境の変化が生じた場合、以下に示す減損にかかる会計基準が適用される。

企業は、使用目的で保有する資本的資産（または資産グループ。以下同じ。）⁰⁵の帳簿価額についてその回収可能性に疑義を生じさせる事象または環境の変化が生じた場合、当該資産の回収可能性テストを実施しなければならない（ASC360-10-35-21）。もし、資本的資産の帳簿価額が、当該資産の使用および最終的な処分によって生じると期待される割引前キャッシュフローの合計を超過しているならば、当該資産の回収可能性はないと判断される（ASC360-10-35-17）。

資本的資産の回収可能性テストに使用する将来キャッシュフローの見積りには、当該資産に直接関連し、かつ、当該資産の使用および最終的な処分の直接的な結果として生じることが期待される将来キャッシュフロー（関連するキャッシュアウトフローを控除後）だけを含めなければならない（ASC360-10-35-29）。資本的資産の回収可能性テストに使用する将来キャッシュフローの見積りには、当該資産の使用に関する実体独自の仮定を組み込み、利用可能なすべての証拠を考慮しなければならない（ASC360-10-35-30）。また、資本的資産の回収可能性テストに使用する将来キャッシュフローの見積りは、実体にとっての当該資産の残存使用期間を対象として行わなければならない（ASC360-10-35-31）。

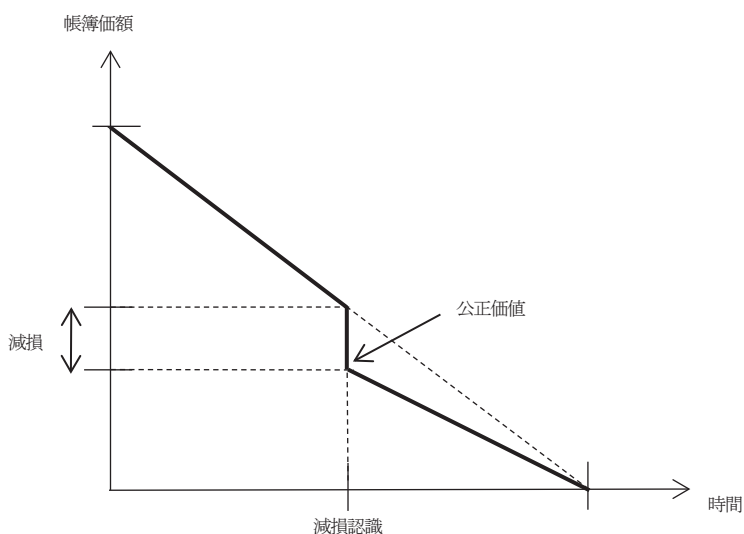
資本的資産の回収可能性テストの結果、当該資産の回収可能性がないと判断された場合、減損損失は当該資産の帳簿価額と当該資産の公正価値（fair value）との差額によって測定される（ASC360-10-35-17）。公正価値の見積りにあたっては、資本的資産が生み出すキャッシュフローのタイミングおよび価額の双方に不確実性を伴うため、しばしば、期待現在価値手法（expected present value technique）が適切な手法であるとされている（ASC360-10-35-36）。公正価値を測定するための期待現在価値手法には次の2つの方法があり、状況に応じていずれかが適用される。第1法は、システムティック・リスク（市場リスク）を反映するために、現金リスクプレミアム

(cash risk premium) を控除することによって資産の期待キャッシュフローを調整する（リスク調整後期待キャッシュフロー）(ASC820-10-55-15)。そのうえで、当該リスク調整後期待キャッシュフローをリスクフリーレートで割り引く。これに対して、第2法は、資産の期待キャッシュフローを調整せずに、システムティック・リスクを割引率に反映する（ASC820-10-55-16）。すなわち、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加えることによってシステムティック・リスク（市場リスク）を反映した割引率に調整する。

減損損失が認識された場合、減損損失を控除した後の資本的資産の帳簿価額は新しい原価の基礎（new cost basis）となる（ASC360-10-35-20）。したがって、当該資本的資産が償却可能資産である場合、この新しい原価の基礎を当該資産の残存使用期間にわたり減価償却（償却）することとなる（ASC360-10-35-20）。なお、一度認識した減損損失の戻し入れは禁止されている（ASC360-10-35-20）。

減損損失が認識される場合の FASB の会計基準による資本的資産の帳簿価額の推移を図に表すと、図表1のようになる。

（図表1） 減損を認識する場合の帳簿価額の推移



以上のように、FASB の会計基準においては、企業が減損した資本的資産を引き続き使用する場合、減損の認識によって資本的資産の原価の基礎が歴史的な原価から変更される。すなわち、減損の認識によって、それまで歴史的な原価で報告されていた資本的資産が減損認識時点における公正価値で測定される。

3.2. GASB の会計基準

1999年に GASB より公表された基準書第34号「州および地方政府のための基礎的財務諸表並

びに管理者による討議および分析」(以下では、「GASB 基準書第34号」という。)によれば、土地などの減価しない資産と修正アプローチが適用されるインフラ資産⁶⁶⁾を除き、資本的資産の歴史的原価が見積使用期間にわたり減価償却(償却)⁶⁷⁾される(paras. 18, 21 and 22)。

一方で、資本的資産の用役量に著しく、かつ、予測不能な減少が生じた場合、以下に示す減損にかかる会計基準が適用される。

2003年に GASB より公表された基準書第42号「資本的資産の減損および保険回復に関する会計および財務報告」(以下では、「GASB 基準書第42号」という。)⁶⁸⁾によれば、資本的資産の減損は「資本的資産の用役量(service utility)の著しく、かつ、予測不能な減少」(para. 5)と定義されている。資本的資産の「用役量」は、取得時点において用役提供目的の使用にあたり期待された当該資産の「使用可能量(usable capacity)」である(GASB 基準書第42号: para. 6)。政府は、資本的資産の用役量の著しく、かつ、予測不能な減少が生じている可能性を示す減損の兆候がある場合、減損テストをしなければならない(GASB 基準書第42号: para. 10)。

減損テストは、次の2つの要素がいずれも存在しているか否かについてテストされる(GASB 基準書第42号: para. 11)。第1の要素は、用役量の減少の大きさが著しいことである(GASB 基準書第42号: para. 11a)。当該要素は、運転維持費用(減価償却を含む。)または復旧原価が、現在の用役量に比べて著しく多額であることを意味している(GASB 基準書第42号: para. 11a)。物的損傷のない状態においては、運転維持費用(減価償却を含む。)と当該資産から得られる便益を比較することによって判断される(GASB 基準書第42号: para. 11a)。第2の要素は、用役量の減少が予測不能であったことである(GASB 基準書第42号: para. 11b)。当該要素は、復旧原価その他の減損の証拠が当該資産の通常のライフサイクルでは生じないことを意味しており(GASB 基準書第42号: para. 11b)、資産取得時点における用役量および使用期間の合理的な予測を前提として判断される(GASB 基準書第42号: para. 11b)。

減損テストの結果、減損が一時的と見なされる場合を除き、政府は、当該資産の帳簿価額から減損額を切り下げ、同額を減損損失として財務業績報告書⁶⁹⁾に計上しなければならない(GASB 基準書第42号: paras. 17 and 18)。政府が減損した資本的資産を引き続き使用する場合⁷⁰⁾、減損の測定は、GASB が規定する次の3つの方法のうち、当該資産の用役量の減少を最も適切に反映する方法により行なわれる。第1法が復旧原価アプローチ(restoration cost approach)、第2法が用役単位アプローチ(service units approach)、第3法が物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ(deflated depreciated replacement cost approach)である(GASB 基準書第42号: para. 12)。図表2は、GASB が規定する減損の兆候と減損測定方法の組み合わせをまとめた表である。

(図表2) 減損測定方法の選択 (政府が減損した資本的資産を引き続き使用する場合⁽²⁾)

減損の兆候	通常の減損測定方法
物的損傷の証拠	復旧原価アプローチ
法律・規制の制定もしくは承認, またはその他環境的要因の変化	用役単位アプローチ
技術の発展または陳腐化の証拠	用役単位アプローチ
使用方法または使用期間の変更	物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ または用役単位アプローチ

(出所) GASB 基準書第42号: para. 68を修正して引用。

資本的資産が償却可能資産である場合、減損損失を控除した後の帳簿価額を残存使用期間にわたり減価償却（償却）することとなる。なお、一度認識した減損損失の戻し入れは禁止されている（GASB 基準書第42号: para. 18）。

以下では、GASB が規定している3つの減損の測定方法によって、減損測定時点において、資本的資産がどのように測定されることになるのかについて検討する。

復旧原価アプローチは次のように説明されている。

減損額は、資本的資産の用役量を復旧するための見積原価⁽²⁾から導出される。見積復旧原価は、次の2つの方法のうち、いずれかの方法によって歴史的原価に変換することができる。第1に、適切な原価指標（cost index）を使用して見積復旧原価を歴史的原価に変換する方法である。第2に、見積復旧原価を見積取替原価で除した割合を当該資産の帳簿価額に乗じることで、見積復旧原価を歴史的原価に変換する方法である。（GASB 基準書第42号: para. 12, 下線は筆者）

減損額を導出するこれら2つの方法は、具体的には、以下の計算で実務に適用されている（State of Louisiana Division of Administration 2006: 3; State accounting office of Georgia 2011: 4）。

【第1法】適切な原価指標を使用して見積復旧原価を歴史的原価に変換する方法

$$\frac{\text{物価変動調整済見積復旧原価 (Deflated Restoration Cost)}}{\text{歴史的原価 (Historical Cost)}} \times \text{帳簿価額} = \text{減損額}$$

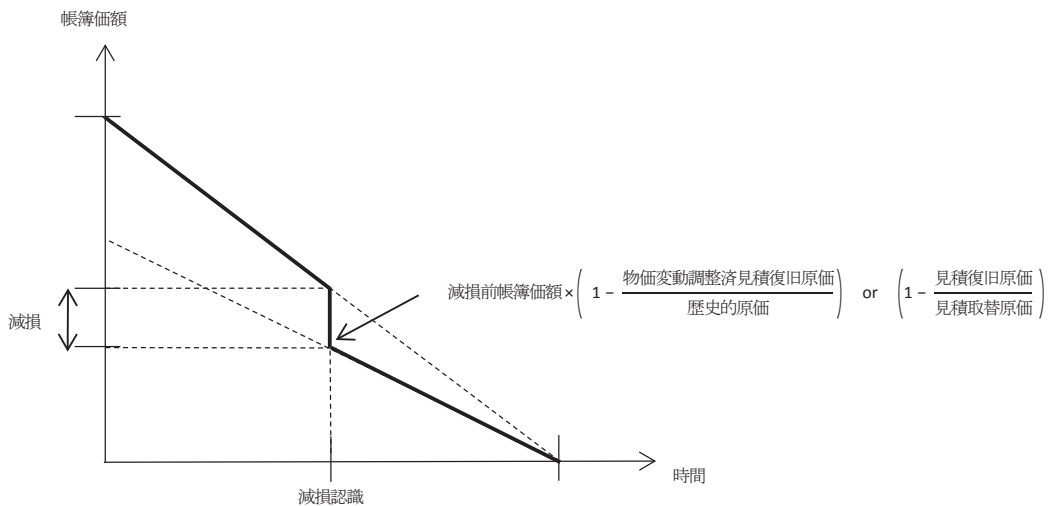
【第2法】見積復旧原価を見積取替原価で除した割合を当該資産の帳簿価額に乗じることで、見積復旧原価を歴史的原価に変換する方法

$$\frac{\text{見積復旧原価 (Current Restoration Cost)}}{\text{見積取替原価 (Current Total Replacement Cost)}} \times \text{帳簿価額} = \text{減損額}$$

ここで、第2法における見積取替原価が、「新品資産」を対象とした見積取替原価なのか、「中古資産」を対象とした見積取替原価なのかについて、GASBは明記していない。しかし、第1法と第2法が同じ結果となるためには、第2法における見積取替原価は、「新品資産」を対象とした見積取替原価でなければならない。したがって、第2法における見積取替原価は、「新品資産」を対象としていると考えられる。

復旧原価アプローチは、資本的資産の損傷をうけた部分を復旧するためにかかる原価を「歴史的原価」に変換することによって減損を測定する。その結果、図表3のように、減損認識時点において、資本的資産は修正された「歴史的原価」で測定されることになる。

(図表3) 復旧原価アプローチを採用した場合の帳簿価額の推移

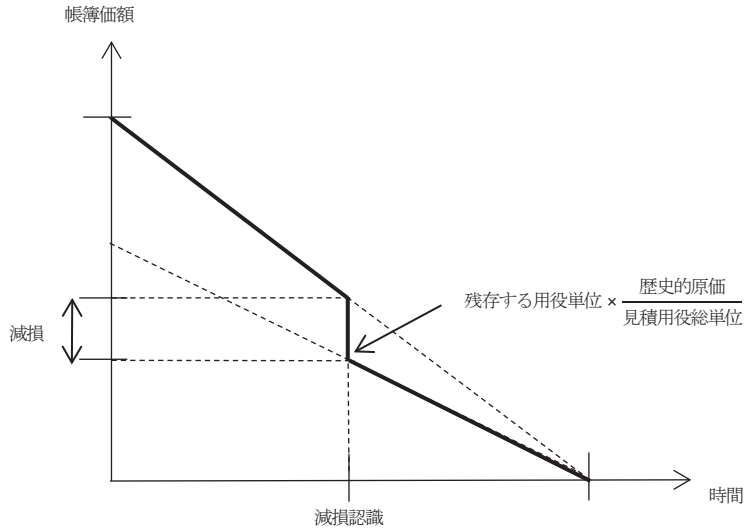


用役単位アプローチは次のように説明されている。

資本的資産の使用不能となった用役量の歴史的原価を分離する (isolate) 方法である。減損額は、当該資産によって提供される用役単位に占める使用不能となった用役単位から測定される。当該資産によって提供される用役単位は、見積用役単位の最大値または当該資産の使用期間にわたる見積用役単位総数である。使用不能となった用役単位は、減損の兆候が生じる前と後における、当該資産によって提供される用役単位の比較によって決定される。(GASB 基準書第42号：para. 12, 下線は筆者)

用役単位アプローチは、減損を使用不能となった用役単位分の「歴史的原価」として測定する。その結果、図表4のように、減損認識時点において、資本的資産は残存する用役単位分の歴史的原価、すなわち修正された「歴史的原価」で測定されることになる。

(図表4) 用役単位アプローチを採用した場合の帳簿価額の推移

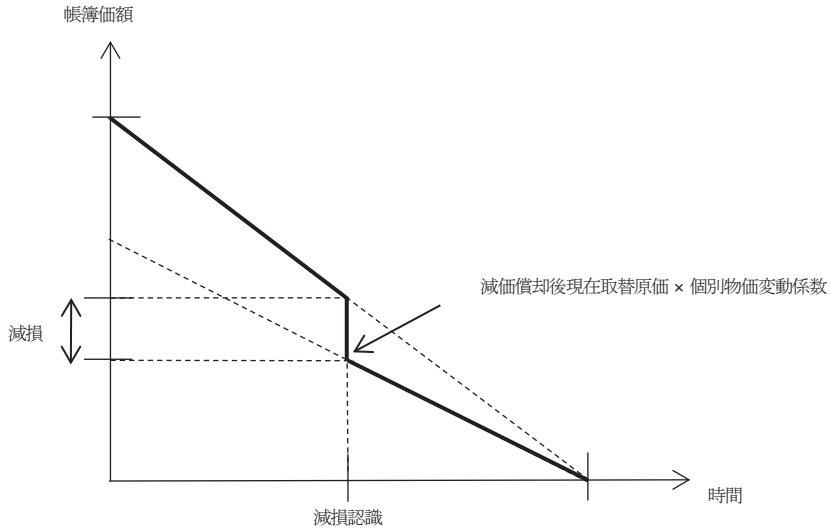


物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチは次のように説明されている。

生み出される用役の歴史的原価を複製する (replicate) 方法である。まず、現在の用役水準 (current level of service) に取替えるための資本的資産の現在原価 (current cost) が見積られる。次に、当該資産が新しくないという事実を反映するために、当該見積現在原価は減価償却される。その後、歴史的原価の物価水準 (historical cost dollars) に変換するために、減価償却された当該見積現在原価は物価変動調整される。(GASB 基準書第42号：para. 12, 下線は筆者)

物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチによれば、図表5のように、減損認識時点において、資本的資産は減価償却を反映した現在取替原価を物価変動調整することによって複製された「歴史的原価」で測定されることになる。

(図表5) 物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチを採用した場合の帳簿価額の推移



以上のように、GASBの会計基準においては、政府が減損した資本的資産を引き続き使用する場合、減損の認識によって資本的資産の原価の基礎は歴史的原価から変更されない。すなわち、それまで歴史的原価で測定されていた資本的資産が、減損の認識によって、修正された歴史的原価（復旧原価アプローチおよび用役単位アプローチ）または複製された歴史的原価（物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ）で測定される。

3.3. FASBの会計基準とGASBの会計基準の比較—評価と会計的配分—

上記の比較をつうじて、一見同じようにみえる資本的資産の減損会計に次のような違いがあることが明らかになった。減損した資本的資産を引き続き使用する場合、FASBの会計基準においては、減損の認識によって、それまで歴史的原価で報告されていた資本的資産が減損認識時点における公正価値で測定される。これに対して、GASBの会計基準においては、減損の認識によって、それまで歴史的原価で報告されていた資本的資産が減損認識時点における修正された歴史的原価（復旧原価アプローチおよび用役単位アプローチ）または現在取替原価から複製された歴史的原価（物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ）で測定される。

このようなFASBの会計基準とGASBの会計基準の違いを明確にするうえで、FASBより1990年に公表された討議資料「会計における現在価値測定」（以下では、「FASB討議資料（1990）」という。）²³で示された会計測定の種類が参考になる。FASB討議資料（1990）は、「財務報告は、状況によって異なる測定方法を選択するという、『多属性』システム（“multi-attribute” system）を使用している」とし、「直接的測定（direct measurements）」と「会計的配分（accounting allocations）」という2つの会計測定を説明している（summary）²⁴。FASB討議資料（1990）は「市場の現在の状態を重視する直接的測定は、過去の情報を基礎とする毎期の配分および調整の手続

とは対照的なものである。直接的測定は、当初測定と事後測定の双方に現れるが、重点は常に現在の測定額にあるのであって、歴史的簿価の配分にあるのではない」(FASB 討議資料(1990): para. 83)としている。一方、「会計的配分は、従前に記録した金額(一般的には当初の原価または収入)に基づく資産または負債の額の変動額として認識」され、「すべての配分手続は、時間の経過とともに資産または負債について最終的に予想される変動額を表現しようとするものである」(FASB 討議資料(1990): para. 265)としている。また、FASB 討議資料(1990)は、より端的にこれら2つを分類している。すなわち、事後測定において、「測定にかかるすべての要素は現在の情報および仮定に基づくものか」(FASB 討議資料(1990) 図1, 傍点は筆者)を判断基準として、そうであるならば直接的測定、そうでなければ会計的配分と分類している。

このようなFASB 討議資料(1990)で示された会計測定の分類に従えば、FASBの会計基準は、減損の認識時点において、公正価値による直接的測定を適用している。FASBは、減損した資産を公正価値で測定することに関して、「減損した資産を引き続き使用する決断は、新しい資産を購入する決断と同じである」(FASB 基準書第121号: para. 69; FASB 基準書第144号: para. B34)のために、公正価値という新しい原価の基礎が適切であるとしている。また、公正価値測定について、「経済理論を基本とし、かつ、市場の現実(reality of the marketplace)に根ざしている」(FASB 基準書第121号: para. 72; FASB 基準書第144号: para. B34)としている。このように、FASBは、減損の認識時点において公正価値による直接的測定を適用する根拠として、新しい資産の購入を擬制している。

一方、GASBの会計基準は、減損の認識時点において、会計的配分を適用している。GASBは、減損した資産を公正価値で直接的に測定することに関して否定的である。その理由は、公正価値測定が資本的資産の用役量減少とは概念的に一致しておらず、また、原価の基礎として歴史的原価と公正価値の両者を用いる混合報告モデルを資本的資産に導入することを避けるためであった(GASB 基準書第42号: para. 54)。また、GASBは、公正価値に限らず、資本的資産を時価で直接的に測定していない。具体的には、GASBが規定している3つ目の減損測定方法である物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチは、減価償却した現在取替原価を物価変動調整することによって歴史的原価に変換し、これにより資本的資産を測定している。GASBは資本的資産を現在取替原価で直接的に測定しない理由についてとくに言及していないが、現在取替原価は「測定日において、秩序ある市場取引をとおして同等の用役提供能力を持つ資産を取得するために支払う価格である」(GASB 概念書第6号: para. 40)ため資本的資産の用役量減少と概念的に整合するものの、これを直接的に用いることによって当該資産の原価の基礎を歴史的原価から変更してしまうのを避けるためと考えられる。

このように、FASBの会計基準は資本的資産の減損会計に評価²⁵⁾のプロセスを適用しているのに対して、GASBの会計基準は会計的配分のプロセスを適用している。しかしながら、このようなFASB会計基準とGASBの会計基準の形式的な違いが直ちに実質的な違いを表しているとは

いえないため、次節では、伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みの視点から検討を加える。

4. 伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みと減損会計

4.1. 伝統的な資本的資産の原価配分の枠組み

会計では、資産は用役ないし用役潜在能力の集合体であるという考え方が伝統的に用いられてきた。Canning (1929) は、当時、一般的に職業会計士に用いられていた資産の定義を援用し、資産を「貨幣で表現された将来用役 (any future service in money) または貨幣に変換可能な将来用役 (any service convertible into money)」(22)²⁹と定義している。また、Paton and Littleton (1940)²⁷は、「『用役 (service)』は、諸勘定の背後にある重要な要素」(13)とし、これを工場施設にあてはめた場合に、「工場施設の1単位は、用役生産能力 (service-capacity) の『貯蔵所 (store)』であり、その単位が活動する全期間を通じて提供される」(82)と説明している。それゆえ、「見積使用期間にわたって規則的な減価償却を行うことは、購入または廃棄の日に一括的に資産勘定から消去 (write-off) するよりも観察的で客観的な状況と調和している」(82)とされている。Paton and Littleton (1940) の公表後40年にわたり、会計実務は実質的にこれに沿う形で発達し、また、これと整合する合理や理論が広く使われ、公式表明の中にもよく見受けられたといわれている (Storey 1981:90)。この間、米国会計学会 (American Accounting Association: AAA) は1957年に公表した「会社財務諸表の会計および報告基準 (1957年改訂版)」²⁸において、資産は「特定の会計実体において企業の諸目的に充てられている経済的資源である。すなわち、予定する事業にとって利用可能または有益な用役潜在能力の集合体 (aggregates of service-potentials) である」(538)としている。そのうえで、「資産の価値は、その用役潜在能力と現金等価 (money equivalent) である。概念的には、これは、その資産が生み出す用役のすべての流れの将来市場価格の合計 (sum of the future market prices) であり、確率および利子率によって現在の価値 (present worths) に割り引いたものである」(539)としている。このような概念的な表現はより実践的にも示されている。すなわち、「現金および現金請求権のような貨幣性資産 (monetary-assets) を回収遅延が重要であるならばその調整を行なった期待現金受領額で表示し、棚卸資産や資本的資産のような非貨幣性資産を通常は取得原価 (acquisition cost) またはそれから派生する額で表示する」(539)とされている。このように、AAA (1957) は、資産が「用役潜在能力の集合体」であり、また、資産の価値はその用役潜在能力と現金等価であるという前提のもと、資産を (非貨幣性資産の場合) 「取得原価」またはそれから派生する額で表示することを示している。

以上のように、伝統的に、資産は用役潜在能力の集合体とみなされ、資本的資産の価値はその用役潜在能力と現金等価であるという前提のもと、取得原価、すなわち歴史的な原価をもとに報告されてきた。ここでは、当該資産の歴史的な原価を減価償却していく会計的配分の手続きが、資産が用役の提供によって自らの用役潜在能力を減少させていく状況と調和していると考えられてい

る。

このような伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みは、以下に示すように、FASB および GASB の概念フレームワーク、会計基準に基本的に引き継がれている。

FASB は、概念書第 6 号において、「すべての資産（経済的資源）が有する共通の特徴は、『用役潜在能力（service potential）』または『将来の経済的便益（future economic benefit）』であり、それらを利用する実体に用役または便益を提供する希少な能力（scarce capacity）である。営利企業においては、このような用役潜在能力または将来の経済的便益は、最終的に当該営利企業への正味キャッシュ・インフローをもたらす」（para. 28）と記述している。そのうえで、資本的資産の歴史的原価を減価償却していく会計的配分の手続きは、当該資産の「減耗（wear and tear）」を反映していると説明している（para. 149）。実際、FASB の会計基準では、基本的に資本的資産の歴史的原価を見積使用期間にわたり規則的かつ合理的な方法で償却することが規定されている。

GASB もまた、概念書第 4 号において、「資産とは、政府が現在支配している現在の用役提供能力（service capacity）をともなう資源」（para. 8）であって、この現在の用役提供能力は「政府が用役を提供するための現存する能力（existing capability）であり、それは政府が目的を果たすことを可能にする」（para. 9）と記述している。また、GASB はより具体的に、このような資産の現在の用役提供能力は、インフラ資産のように公的に直接使用される、または現金のように市民に提供するサービスを購入するために²⁹使用される、というように異なる方法で使用されると説明している（para. 9）。GASB の会計基準でも同様に、基本的に資本的資産の歴史的原価を見積使用期間にわたり規則的かつ合理的な方法で償却することが規定されている。

このように資産の用役潜在能力は、営利企業にとっては正味キャッシュ・インフローをもたらす能力であり、政府にとっては政府が目的を果たすことを可能にする能力であるというように、営利企業と政府の存在意義と関連して期待される能力は異なる。しかし、上述した伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みは、FASB および GASB の概念フレームワーク、会計基準に基本的に引き継がれている。

4.2. FASB の会計基準と GASB の会計基準における減損会計

本節では、減損会計を対象とした FASB と GASB の会計基準間の実質的な違いを明らかにするために、会計測定の客観性分析を用いながら 4.1 節で示した伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みの視点から検討を加える。

第 3 節で示したように、減損した資本的資産を引き続き使用する場合、FASB の会計基準においては、減損の認識によって、当該資産が減損認識時点における公正価値で測定される。これに対して、GASB の会計基準においては、減損の認識によって、当該資産が減損認識時点における修正された歴史的原価（復旧原価アプローチおよび用役単位アプローチ）または現在取替原価か

ら複製された歴史的原価（物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ）で測定される。

そこで、なぜこのように FASB の会計基準と GASB の会計基準のそれぞれが減損した資本的資産に異なる会計測定を適用しているのかという根本的な原因を明らかにするために、本節では、客観性 (objectivity) および信頼性 (reliability) という面から会計測定を分析した井尻 (1968) に依拠して、両基準のそれぞれが適用している会計測定を検討する。

井尻 (1968) は、以下に示すとおり、会計測定の客観度 (V)、信頼度 (R) をまず定義し、そのうえで両者の関係を示している。いま n 人の測定者がおり、第 i 番目の測定者による測定値を x_i 、彼らの測定値の平均を \bar{x} とし、 x_i の分散を客観度 V の尺度として使うこととすると、客観度 V は次のように表される。

$$V = \frac{1}{n} \left[(x_1 - \bar{x})^2 + (x_2 - \bar{x})^2 + \cdots + (x_n - \bar{x})^2 \right] \quad (4.1)$$

同様に、第 i 番目の測定者による測定値を x_i 、主張値 (真値)⁹⁰ を x^* とし、 x_i の分散を信頼度 R の尺度として使うこととすると、信頼度 R は次のように表される。

$$R = \frac{1}{n} \left[(x_1 - x^*)^2 + (x_2 - x^*)^2 + \cdots + (x_n - x^*)^2 \right] \quad (4.2)$$

(4.1) 式と (4.2) 式から、信頼度 R と客観度 V の関係は次のように表すことができる。

$$R = V + (\bar{x} - x^*)^2 \quad (4.3)$$

$(\bar{x} - x^*)^2$ を信頼偏差とすると、(4.3) 式は、信頼偏差を所与とすれば、客観度 V が小さいほど、信頼度 R が小さくなるので、会計測定の信頼性が向上することを示している。なお、客観度 V が小さい (客観性が高い) とは、測定者の個人的な感情や偏見に左右されないことと同義である (井尻 1968 : 185)。したがって、測定者の主観が入る余地が小さいほど、客観度 V は小さい (客観性が高い)。

このように会計測定を説明する井尻 (1968) に依拠して、以下本稿では、まず、一般に異なった価値が付されるといわれる⁹¹、歴史的原価、取替原価、公正価値による資本的資産の会計測定について客観度 V の観点から分析を行なう。

歴史的原価は、「実際の交換取引において、資産の取得のために支払った価格 (price) または債務を負うことによって受け取った価額 (amount)」(GASB 概念書第 6 号 : para. 35) であり、実際の交換取引を通じて価額が決められるため、測定者の主観が入る余地が小さいと考えられる。したがって、歴史的原価による測定の客観度は小さい (客観性が高い)。

取替原価は、「測定日において、秩序ある市場取引 (orderly market transaction) をととして、

同等のサービス提供能力 (service potential) を持つ資産を取得するために支払う価格」(GASB 概念書第6号: para. 40) とされている。いつも新製品として市場で売買されるある種の資本的資産であれば、当該資産を取得するために支払う価格は市場価格情報や見積書を通じて入手することができる。また、新品市場が存在しない資本的資産についても、それらの資産が今もし購入されたならば支払われなければならない価格を鑑定評価などによって入手することができる (Edwards and Bell 1961: 185-186)。このように、取替原価は基本的に外部から入手した情報によって決定することが可能であるため、測定者の主観が入る余地が比較的小さいと考えられる。ただし、実際の交換取引を経ていないため、取替原価による測定の客観度は、歴史的な原価による測定の客観度よりも大きい (客観性が低い)。

公正価値は、「測定日の市場参加者間の秩序ある取引 (orderly transaction) において資産を売却することによって受けとる、または負債を移転するために支払うであろう価格」(FASB 基準書第157号: para. 5) とされている。ここでは、その資産を保有するまたは負債を負っている市場参加者の視点に基づく仮想的な取引 (hypothetical transaction) が前提とされている (FASB 基準書第157号: para. 7)。資本的資産の減損会計において、利用可能であるならば、活発な市場における同一資産の市場価格が公正価値の基礎として用いられ (FASB 基準書第144号: para. 22)、当該価格が公正価値の最善の証拠であるとされている (FASB 基準書第144号: para. 22)。しかし、資本的資産の減損測定において、このような活発な市場における同一資産の市場価格を用いることができるのは稀であるため、公正価値の見積りに類似資産の価格および評価手法 (valuation techniques) を用いて計算された結果が利用されている (FASB 基準書第144号: para. 22)。ここで、資本的資産の公正価値を見積もるにあたって利用できる最善の評価技法は現在価値手法であるとされており (FASB 基準書第144号: para. 23)、さらにその中でも期待現在価値手法 (expected present value technique) が公正価値の見積りのための適切な手法であるとされている (ASC360-10-35-36; FASB 基準書第144号: para. 23)。現在価値手法を用いる場合、過度の費用および努力なしに利用できる限り、市場参加者の仮定を公正価値の見積りに利用しなければならないが、そうでない場合には、実体独自の仮定 (own assumption) が利用されることになる (FASB 基準書第144号: para. 24)。

このように、資本的資産の減損会計に用いられる公正価値にはいくつかのレベルがあるものの、実際に中古の資本的資産と同一または類似の資産を取引する市場は存在しないことが多いため、中古の資本的資産の公正価値は期待現在価値手法によって見積もられることになると考えられる。この期待現在価値手法による見積りには、資産が生み出すキャッシュフローおよびそのタイミング並びにリスクの見積りを通じて測定者の主観が多く含まれることになる。したがって、公正価値による測定の客観度は取替原価による測定の客観度よりも大きい (客観性が低い)。

以上より、歴史的な原価、取替原価、公正価値による資本的資産の会計測定の客観度をそれぞれ、 V_{hc} 、 V_{rc} 、 V_{fv} とすると、一般的にこれらの関係は次のようになる。

$$V_{hc} < V_{rc} < V_{fv} \quad (4.4)$$

以上の分析結果をもとに、FASBの会計基準とGASBの会計基準のそれぞれが適用している減損認識時点における資本的資産の会計測定を比較する。

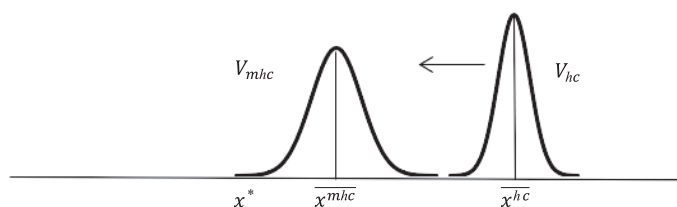
4.1節で示した伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みによれば、資本的資産の価値はその用役潜在能力と現金等価であるという前提のもと、その用役潜在能力が減少していく状況と調和的であるように、当該資産の歴史的原価³³が予め決定された見積使用期間にわたり一定のパターンで減価償却される。このような枠組みを前提とした場合、減損の認識は、一定のパターンにあてはまらない、すなわち当該資産の用役潜在能力の著しく、かつ予測不能な減少を反映する会計処理となる。いま、資本的資産の用役潜在能力が著しく減少したことを反映した当該資産の真値を x^* とし、当初計画通りに減価償却されてきた当該資産の減損認識時点における減損前帳簿価額の測定値 x_i^{hc} の客観度を改めて、 V_{hc} とする。

まず、減損認識時点においてGASBの会計基準で規定されている復旧原価アプローチまたは用役単位アプローチを用いて導出する当該資産の測定値 x_i^{mhc} の客観度を V_{mhc} とする。これらのアプローチは、歴史的原価を修正することによって資産を測定するので、測定値 x_i^{mhc} の平均値は、 x_i^{hc} の平均値よりも真値 x^* に近づく。ただし、歴史的原価を修正する過程で新たな見積りを含んでいるため、 V_{mhc} は V_{hc} よりも大きくなる。したがって、 V_{mhc} と V_{hc} の関係は図表6のようになる。

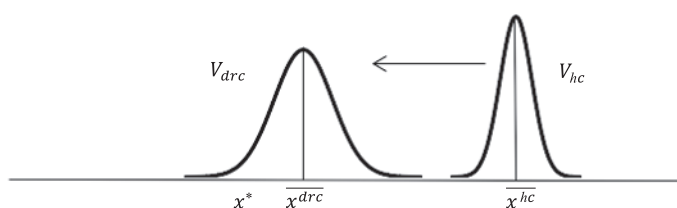
つぎに、減損認識時点においてGASBの会計基準で規定されている物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチを用いて導出する当該資産の測定値 x_i^{drc} の客観度を V_{drc} とする。このアプローチは、時価である取替原価をもとに資産を測定するので、測定値 x_i^{drc} の平均値は、歴史的原価を修正することによって資産を測定する x_i^{mhc} の平均値よりも真値 x^* に近づく。ただし、(4.4)式より歴史的原価による測定よりも取替原価による測定の客観度が大きいため、 V_{drc} は V_{hc} よりも大きくなる。したがって、 V_{drc} と V_{hc} の関係は図表7のようになる。

最後に、公正価値による当該資産の測定値 x_i^{fv} の客観度を改めて、 V_{fv} とする。時価で資産を測定しているため、測定値 x_i^{fv} の平均値は、歴史的原価を修正することによって資産を測定する x_i^{mhc} の平均値よりも真値 x^* に近づく。ただし、(4.4)式より公正価値による測定は客観度が最も大きいため、公正価値による測定値が当該資産の減損前帳簿価額の測定値を上回ることもありうる³³。したがって、 V_{fv} と V_{hc} の関係は図表8のようになる。なお、資本的資産の取得時点から減損認識時点にかけて物価の上昇がある場合、公正価値は、当該資産の取得時点から減損認識時点にかけての物価の上昇をその価値に含むため、公正価値による測定値が当該資産の減損前帳簿価額の測定値を上回るという現象がより顕著に現れることになる(図表8における測定値 x_i^{fv} の平均値が大きくなる)。

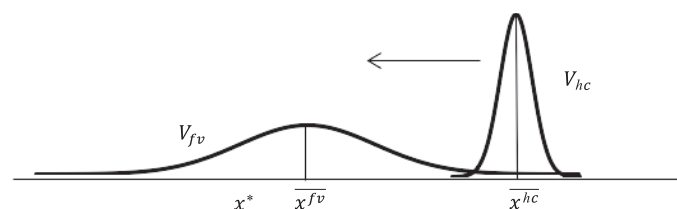
(図表6) (GASB) 復旧原価アプローチまたは用役単位アプローチによる減損資産の会計測定



(図表7) (GASB) 物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチによる減損資産の会計測定



(図表8) (FASB) 公正価値による減損資産の会計測定



図表6と図表7は、資本的資産の用役潜在能力の著しくかつ予測不能な減少が反映され、当該資産の帳簿価額が切り下げられることを表している。これに対して、図表8は、資本的資産の用役潜在能力の著しくかつ予測不能な減少が当該資産の帳簿価額に必ずしも反映されとは限らないことを表している。

したがって、伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みを前提とするならば、GASBは当該枠組みと整合的な減損会計を適用しているのに対して、FASBは当該枠組みと整合的でない減損会計を適用している。

5. おわりに—総括と今後の課題—

本稿は、FASBの概念フレームワークとGASBの概念フレームワークの違いを踏まえ、FASBの会計基準とGASBの会計基準の具体的な違いを明らかにするために、資本的資産の減損会計を題材として検討した。以下に、本稿を総括する。

第2節では、FASBの概念フレームワークとGASBの概念フレームワークを概観したうえで、FASBの会計基準とGASBの会計基準を比較する視点を示した。FASBの概念フレームワーク

と GASB の概念フレームワークは、財務諸表の構成要素を定義するにあたり次の違いがみられる。FASB の概念フレームワークにおいては、通説的に、財務諸表の構成要素の定義の局面では資産負債アプローチを採用しているといわれている。これに対して、GASB の概念フレームワークにおいては、財務諸表の構成要素の定義の局面では、資産負債アプローチのみならず、期間衡平性概念も採用している。このような概念的な違いは、GASB の会計基準が FASB の会計基準に比べて会計的配分の志向が強いという具体的な違いとなって現れるように思われる。そこで、本稿は、FASB の会計基準と GASB の会計基準の具体的な違いを明らかにするために、一見同じようにみえる資本的資産の減損会計を題材として両者を比較している。

第 3 節では、資本的資産の減損会計を対象として、FASB の会計基準と GASB の会計基準を比較し両者の違いを示した。減損した資本的資産を引き続き使用する場合、FASB の会計基準においては、減損の認識によって、それまで歴史的原価で報告されていた資本的資産が減損認識時点における公正価値で測定される。これに対して、GASB の会計基準においては、減損の認識によって、それまで歴史的原価で報告されていた資本的資産が減損認識時点における修正された歴史的原価（復旧原価アプローチおよび用役単位アプローチ）または現在取替原価から複製された歴史的原価（物価変動調整済減価償却後取替原価アプローチ）で測定される。これらの違いについて、FASB 討議資料（1990）で示された会計測定の分類に従って整理するならば、FASB の会計基準は資本的資産の減損会計に評価のプロセスを適用しているのに対して、GASB の会計基準は会計的配分のプロセスを適用しているといえる。

第 4 節では、第 3 節で示したような違いが生じる根本的な原因を明らかにするために、伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みの視点から検討を加えた。伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みによれば、資本的資産の価値はその用役潜在能力と現金等価であるという前提のもと、その用役潜在能力が減少していく状況と調和的であるように、当該資産の歴史的原価が予め決定された見積使用期間にわたり一定のパターンで減価償却される。このような枠組みを前提とした場合、減損の認識は、一定のパターンにあてはまらない、すなわち当該資産の用役潜在能力の著しく、かつ予測不能な減少を反映する会計処理となる。このような視点から FASB の会計基準と GASB の会計基準を検討した結果、FASB が当該枠組みと整合的でない減損会計を適用しているのに対して、GASB が当該枠組みと整合的な減損会計を適用していることを示した。

以上を通じて、本稿は、FASB と GASB の概念フレームワークの違いが、FASB が伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みと整合的でない減損会計を適用しているのに対して、GASB が当該枠組みと整合的な減損会計を適用しているという具体的な違いとなって現れていることを明らかにしている。

しかし、本稿は、GASB が伝統的な資本的資産の原価配分の枠組みと整合的な減損会計を適用する理由を検討できていない。この理由を明らかにするためには、政府の財務報告において重要な位置づけが与えられている期間衡平性概念について研究する必要がある。また、本稿は、米国

公会計の中でも、GASBが会計基準を設定する州および地方政府の会計を対象としており、FASABが会計基準を設定する連邦政府の会計を対象としていないため、本稿で示した結論が米国会計全体に適用されているかどうかはわからない。これらの限界については、今後の検討課題としたい。

注

- (1) GASBは、州および地方政府に適用される会計基準の設定機関として、前任の全米政府会計審議会（National Council on Governmental Accounting：NCGA）の任務を継承する形で財務会計財団（Financial Accounting Foundation：FAF）のもとに設置された（藤井監訳 2003：2）。GASBとFASBは姉妹組織の関係にあり、GASBが州および地方政府に適用される会計基準を設定し、FASBはそれ以外の実体（主として営利企業および非営利組織）に適用される会計基準を設定するという役割分担がなされている（藤井監訳 2003：2-3）。なお、本稿における「公会計」は、GASBが会計基準を設定する州および地方政府の会計を対象とし、連邦政府の会計を対象としていない。連邦政府に適用される会計基準の設定は、連邦会計基準諮問審議会（Federal Accounting Standards Advisory Board：FASAB）により行われている。
- (2) 資本的資産は、すべての有形資産または無形資産を含んでおり、また当初の見積使用期間が単一の報告期間を超過する資産である（GASB基準書第34号：para. 19）。本稿では、GASBの概念フレームワークおよび会計基準と表現の整合性を図るために有形固定資産および無形資産を「資本的資産」と表記している。
- (3) 醍醐（2004）は、「昨今のアメリカ会計学における『収益費用アプローチ』と『資産負債アプローチ』の相克の底流にもこうした『会計的配分の論理』と『価値評価の論理』の会計思考が対峙しているとみなして大過ないだろう」（26、角括弧内は筆者）と指摘している。
- (4) 本稿は、FASB討議資料（1976）からの引用に津守監訳（1997）を用いている。これ以降、津守監訳（1997）の引用箇所の記載を省略する。
- (5) この点について、Zeff（1999）は「FASBは、利益（earnings）の定義において、収益費用アプローチ（revenue and expense view）よりも資産負債アプローチ（asset and liability view）を優先（preference）するという選択をした」（111）と指摘している。
- (6) Dichev（2017）は、資産負債アプローチが基準設定主体に支持されているが、実際には、現在も実務において継続的に適用されている伝統的な収益費用アプローチを重要な要素とする混合モデル（mixed model）が採用されている点を指摘している（7）。
- (7) FASBは、概念書第6号においても、すべてのFASB概念書に通じる重要な諸概念の一つとしてAPBステートメント第4号で示された費用認識の3原則について説明している（paras. 146-149 and fn. 57）。
- (8) Gautier（2011）は、伝統的に公的部門の財政状態報告書の基本的な構成要素は資産、負債および両者の差額（純資産、持分、基金残高）の3つであると述べている（62）。このようにGautier（2011）が構成要素のうち「両者の差額」として基金残高を記載している理由は、米国の公的部門においては政府全体財務諸表の他に修正発生主義会計を用いて作成される基金財務諸表が存在するためである。なお、本稿は、期間衡平性概念が適用されている発生主義会計を用いて作成される政府全体財務諸表を対象としているため、ここでの記載を「純資産」としている。
- (9) 企業会計において、繰延資源アウトフローと繰延資源インフローは財務諸表の構成要素とされていない（FASB概念書第6号：paras. 25, 35, 49, 66, 67, 70, 78, 80, 82 and 83；Attomore 2012：8）。
- (10) 測定焦点（measurement focus）とは、ある実体の財務業績および財政状態の報告において、何を表現するかということである（GASB基準書第11号：i；PSC 1991：para. 012）。特定の測定焦点は、どの資源を測定し、当該資源を伴う取引および事象の効果をいつ認識するのかが決定することによって遂行される（GASB基準書第11号：i；PSC 1991：para. 012）。
- (11) 発生主義会計を用いて作成される政府全体財務諸表のうち、資源フロー報告書に該当する報告書を「活動報告書」という（GASB基準書第34号：para. 12）。

- (12) 純持高報告書および活動報告書は、政府のすべての資産、負債、収益、費用、利得および損失を報告しなければならないとされている（GASB 基準書第34号：summary）。このうち、収益および利得は資源インフローに、費用および損失は資源アウトフローに該当し、これらは資源フロー報告書たる活動報告書で報告される。
- (13) GASB は、その後公表した GASB 概念書第 4 号において、「期間衡平な状態は、現在の報告期間における資源インフローと現在の報告期間におけるサービス原価が等しい状態である」（GASB 概念書第 4 号：para. 27）と示している。
- (14) 我が国において、accountability は一般に「説明責任」と訳されているため（藤井監訳 2003, 広瀬 2012 など）、本稿においても当該単語の訳語として「説明責任」を用いることとする。
- (15) 無形資産も含む（ASC350-30-35-14）。
- (16) GASB が規定する要件を満たす適格インフラ資産は減価償却されない。当該資産にかかるすべての支出（追加および改良を除く。）は発生した期間に費用とされる（GASB 基準書第34号：para. 25）。
- (17) 無形資産の場合、償却（amortization）という（GASB 基準書第51号：para. 5）。
- (18) GASB は、非資金生成資産と資金生成資産を区別することなく、両者に、減損にかかる単一の会計基準（GASB 基準書第42号）を適用している（GASB 基準書第42号：paras. 35-37）。
- (19) 政府全体財務諸表の「活動報告書」、事業基金財務諸表の「収益、費用および基金純持高変動報告書」が該当する（GASB 基準書第42号：para. 17）。
- (20) 政府は、減損した資本的資産を引き続き使用しない場合、当該資産を帳簿価額または公正価値のいずれか低い価額で報告しなければならない（GASB 基準書第42号：para. 16）。また、減損テストの結果、資本的資産が減損している場合で、それが建設中止または開発中止による場合にも、同様に、当該資産を帳簿価額または公正価値のいずれか低い価額で報告しなければならない（GASB 基準書第42号：para. 16；GASB 基準書第51号：para. 18）。減損額は帳簿価額と公正価値との差額として測定される。
- (21) 減損の兆候には他に「建設中止」がある。ただし、建設中止が生じたとしても、政府が当該資産を将来使用する意図があるならば、減損は一時的みなされ（GASB 基準書第42号：para. 53）、減損の認識は行なわれない。したがって、当該表は「建設中止」の場合を含んでいない。
- (22) 復旧原価は、当該資産の原状回復に必要な価額である。復旧原価には、改良及び追加に起因する価額は含まれない（GASB 基準書第42号：fn. 5）。
- (23) なお、FASB 討議資料（1990）は、いつどのように現在価値測定法（present value based measurement）を利用すべきかという問題を読者が考えるために、現在価値（present value）および複利計算（compound interest）の原理に基づいた会計測定額について一般的な考察を行なうことを目的としている（paras. 1-2）。
- (24) 本節では、FASB 討議資料（1990）からの引用に（財）企業財務制度研究会訳（1999）を用いている。
- (25) 醍醐（2004）は、FASB 討議資料（1990）における「直接的測定」を「価値評価の志向を体現した会計測定」（27）と表現している。
- (26) なお、この職業会計士による資産の定義は資産の保有者を制限することなく用いられていたため、Canning（1929）では個人の資産の定義ではなく企業が保有する資産の定義として扱うという断りがなされている（22-23）。
- (27) Zeff（1999）によれば、Paton and Littleton（1940）は米国で歴史的な原価会計の使用を永続するための唯一の研究文献とされている（90-91）。
- (28) 中島（1964）によれば、当文献は序論において会社法人に限定しない形で会計一般の定義をしているが、当文献は実質的に会社法人（corporate）の公表財務諸表の基準を対象としているとされている（訳註 1）。
- (29) 投資、売却目的で保有する土地その他の収入を生む資産の現在の用役提供能力は、現金と同様に市民に提供する用役を購入するために使用される。これらの資産は、現金を産出する（produce）ため、または現金を生み出す（generate）ために政府によって売却されるためである。この形態の資産の現在の用役提供能力は、しばしば経済的便益と呼ばれている。（GASB 概念書第 4 号：para. 9）
- (30) 井尻（1968）では、「主張値」と「真値（true value）」が同義とされている（脚注 9）。主張値は、会計測定値の使用者に依存している（189）。すなわち、情報利用者の意思決定過程に役立つ値は何なのかに依存している。
- (31) Edwards and Bell（1961）は、得られる市場の種類から価格を区別している。すなわち、特定の資産の購入市場で得られる価格を「入口価格（entry prices）」（75）、特定の資産の販売市場で得られる価格を「出口価格（exit

prices)」(75)と区別している。一般に、歴史的原価および取替原価は入口価格、公正価値は出口価格と理解されている(GASB概念書第6号: paras. 35, 39 and 40)。Edwards and Bell (1961)は少なくともある種の重要な資産については入口価格と出口価格が相違することを指摘しており、その例として資本的資産も挙げている(75-77)。

(32) 残存価値があれば控除する。

(33) この点に関連して、GASBは、公正価値/キャッシュフロー・アプローチによれば、例えば、資本的資産が物的損傷を受けたが商品を生産できる場合、当該資産の用役量は減少しているにもかかわらず、純キャッシュフローの現在価値が帳簿価額を上回っていれば、減損は報告されないとしている(GASB基準書第42号: para. 36)。

参考文献

- American Accounting Association (AAA). (1957). Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision. *Accounting Review*. 32(4): 536-546. (中島省吾訳編(1964).『増訂 A.A.A. 会計原則』中央経済社)
- Attomore, R. H. (2012). Why Deferrals Make Sense in the Government Environment. *The Journal of Government Financial Management*. 61 (2): 8-9.
- Canning, J. B. (1929). *The economics of accountancy: a critical analysis of accounting theory*. New York: The Ronald Press Company.
- Edwards, E. O., and Bell, P. W. (1961). *The Theory and Measurement of Business Income*. Berkeley: University of California Press. (伏見多美雄・藤森三男訳編(1964).『意思決定と利潤計算』日本生産性本部)
- Dichev, I. D. (2008). On the balance sheet-based model of financial reporting. *Accounting Horizons*. 22 (4): 453-470.
- Dichev, I. D. (2017). On the conceptual foundations of financial reporting. *Accounting and Business Research*. 47 (6): 617-632.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). (1976). Discussion Memorandum, *An Analysis of Issue Rerated to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. Stamford, CT: FASB. (津守常弘監訳(1997).『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社)
- . (1984). Statement of Financial Accounting Concepts No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*. Norwalk, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳(2002).『FASB財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)
- . (1985). Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements, a Replacement of FASB Concepts Statements No.3 (incorporating an amendment of FASB Concepts Statements No.2)*. Norwalk, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳(2002).『FASB財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)
- . (1990). Discussion Memorandum, *Present Value-Based Measurements in Accounting*. Norwalk, CT: FASB. ((財)企業財務制度研究会訳(1999).『現在価値—キャッシュフローを用いた会計測定—』中央経済社)
- . (1995). Statement of Financial Accounting Standards No. 121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*. Norwalk, CT: FASB.
- . (2000). Statement of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*. Norwalk, CT: FASB. (平松一夫・広瀬義州共訳(2002).『FASB財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社)
- . (2001). Statement of Financial Accounting Standards No. 144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*. Norwalk, CT: FASB.
- . (2006). Statement of Financial Accounting Standards No. 157, *Fair Value Measurements*. Norwalk, CT:

FASB.

- . *General Intangible Other than Goodwill*. Accounting Standards Codification™. (2017年11月19日現在)
- . *Internal-Use Software*. Accounting Standards Codification™. (2017年11月19日現在)
- . *Property, Plant, and Equipment*. Accounting Standards Codification™. (2017年11月19日現在)
- . *Fair Value Measurement*. Accounting Standards Codification™. (2017年11月22日現在)
- Gautier, S. T. (2011). GASB Replaces Net Assets with Net Position. *Government Finance Review*. 27 (5) : 62-63.
- Governmental Accounting Standards Board (GASB). (1987). Concepts Statement No.1, *Objectives of Financial Reporting*. Norwalk, CT : GASB. (藤井秀樹監訳 (2003). 『GASB/FASAB 公会計の概念フレームワーク』中央経済社)
- . (1999). Statement No. 34, *Basic Financial Statements and Management's Discussion and Analysis for State and Local Governments*. Norwalk, CT : GASB.
- . (2003). Statement No. 42, *Accounting and Financial Reporting for Impairment of Capital Assets and for Insurance Recoveries*. Norwalk, CT : GASB.
- . (2007). Concepts Statement No.4, *Elements of Financial Statements*. Norwalk, CT : GASB.
- . (2007). Statement No. 51, *Accounting and Financial Reporting for Intangible Assets*. Norwalk, CT : GASB.
- . (2014). Concepts Statement No.6, *Measurement of Elements of Financial Statements*. Norwalk, CT : GASB.
- Paton, W. A., and Littleton, A. C. (1940). *An Introduction to Corporate Accounting Standards*. Chicago : AAA.
- Public Sector Committee (PSC). (1991). Study 1, *Financial Reporting by National Governments*. New York, NY : IFAC.
- State of Louisiana Division of Administration. (2006). *GASB 42 Implementation Issue*. (<http://www.doa.la.gov/OSRAP/library/GASB42/BuildingsandCIP.pdf>) (accessed 2017-01-08) .
- State accounting office of Georgia. (2011). Statewide Accounting Policy & Procedure Section Capital assets, *Impairments*. (https://sao.georgia.gov/sites/sao.georgia.gov/files/imported/vgn/images/portal/cit_1210/15/28/173188973AM_CapitalAssetsImpairments_Reformatted.pdf) (accessed 2017-01-08) .
- Storey, R. K. (1981). Conditions necessary for developing a conceptual framework. *Journal of Accountancy*. 151 (6) : 84-96.
- Zeff, S. A. (1999). The evolution of the conceptual framework for business enterprises in the United States. *Accounting Historians Journal*. 26 (2) : 89-131.
- 井尻雄士 (1968). 『会計測定的基础—数学的・経済学的・行動学的探求—』東洋経済新報社.
- 川村義則 (2001). 「減損会計の特徴と主要問題に関する考察」『早稲田商学』391 : 141-161.
- 川村義則 (2014). 「資産負債アプローチをめぐる議論からのインプリケーション」『会計』185 (1) : 46-62.
- 栗城綾子 (2017). 「米国公会計における期間衡平性概念—規則的かつ合理的な配分に与える影響—」『商学研究科紀要』85 : 157-180.
- 醍醐聰 (2004). 「会計的配分と価値評価」『企業会計』56 (1) : 26-32.
- 広瀬義州 (2012). 『財務会計 (第11版)』中央経済社.
- 米山正樹 (2002). 「事業用資産の評価 (1) —原価評価と減損—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社 : 297-324.